

建築基準適合判定資格者の登録資格について

【注意】登録申請書の「職務内容」欄には、以下の太字で示された記入例に従い記入すること。
なお、令和5年以前検定合格者については、実務経験欄の記入は要しない。

1. 建築基準法第77条の58における「確認検査の業務その他これに類する業務」について

(建築基準法第77条の58第1項)

建築基準適合判定資格者検定に合格した者で、建築行政又は確認検査の業務その他これに類する業務で国土交通省令で定めるものに関して二年以上の実務の経験を有するものは、国土交通大臣の登録を受けることができる。

(記入例)「建築物の確認、中間検査又は完了検査」。建築行政に関しては、2を参照。

(建築基準法施行令第10条の6の2)

一 建築審査会の委員として行う業務

(記入例)「〇〇県建築審査会委員」

二 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。)の学部、専攻科又は大学院において教授又は准教授として建築に関する教育又は研究を行う業務

(記入例)「〇〇大学〇〇学科における教育・研究(建築構造)」

三 建築物の敷地、構造及び建築設備の安全上、防火上又は衛生上の観点からする審査又は検査の業務(法第77条の18第1項の確認検査の業務を除く。)であって国土交通大臣が確認検査の業務と同等以上の知識及び能力を要すると認めたもの(→告示第150号)

(令和6年国交省告示第150号)

一 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第13条の評価員に同法第5条第1項の登録住宅性能評価機関が実施させる同法第7条第1項の評価の業務

(記入例)「住宅性能評価業務」

二 旧財団法人住宅保証機構が行っていた住宅性能保証制度における検査員として行っていた審査業務

(記入例)「住宅性能保証制度における検査業務」

三 平成20年国土交通省告示第383号第1条第3号の現場検査員として行う同告示第1条第2号の現場検査の業務

(記入例)「住宅瑕疵担保責任保険制度における検査業務」

四 独立行政法人住宅金融支援機構法(平成17年法律第82号)附則第10条の規定による廃止前の住宅金融公庫法(昭和25年法律第156号)第23条第1項第4号イに掲げる業務(貸付金に係る住宅、幼稚園等、関連利便施設、災害復興住宅、地すべり等関連住宅又は合理的土地利用耐火建築物等の工事の審査に限る。)及び同号ロに掲げる業務並びに住宅

金融公庫法等の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 42 号）による改正前の住宅金融公庫法第 23 条第 1 項第 2 号イに掲げる業務（中高層耐火建築物等の工事の審査に限る。）

（記入例）「住宅金融公庫の融資住宅の審査」

- 五 独立行政法人住宅金融支援機構法施行令（平成 19 年政令第 30 号）第 7 条第 1 項第 3 号イに掲げる業務（貸付金に係る建築物若しくは建築物の部分の工事の審査に限る。）及び同号ロに掲げる業務

（記入例）「住宅金融支援機構の融資住宅の審査」

- 六 建築基準法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 54 号）による改正前の建築基準法第 77 条の 35 の 7 第 1 項の構造計算適合性判定員として行っていた同法の規定による構造計算適合性判定の業務

（記入例）「構造計算適合判定業務」

- 七 建築基準法第 77 条の 66 第 1 項の登録を受けた者として行う同法の規定による構造計算適合性判定の業務

（記入例）「構造計算適合判定業務」

- 八 その他国土交通大臣が建築基準法第 77 条の 18 第 1 項の確認検査の業務と同等以上の知識及び能力を要すると認めた業務

令和 6 年国交省告示第 150 号の八に規定する業務としては、他者の設計した建築計画等の法令等適合性を審査・検査する業務等が考えられる。この場合には、登録申請後、各地整等において業務内容を個別に審査して認定の可否を判断することとなる。

（記入例）「その他（具体的に記載）」

2. 建築基準法第 77 条の 58 における「建築行政」に係る実務について

「建築行政」に関する実務*としては、次の業務が考えられる。なお、「へ」については、登録申請後、個別に判断することとなる。

- イ 建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例に係る個々の建築物の審査・検査・指導、解釈、運用等に係る業務

（記入例）「建築物の確認、中間検査又は完了検査」

「住宅金融公庫の融資住宅の図面現場審査」

「違反建築物の調査・処理」

「定期報告の審査・指導」

「建築協定、地区計画に関する業務」

「建築物の許可に関する業務」

「道路位置指定に関する業務」

- ロ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく長期優良住宅建築等計画の認定審査業務

（記入例）「長期優良住宅建築等計画の認定審査」

- ハ 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく建築物の耐震改修計画の認定審査業務

(記入例) 「耐震改修計画の認定審査」

- ニ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく特定建築物の建築及び維持保全の計画の認定審査業務

(記入例) 「バリアフリー法に基づく特定建築物の認定審査」

- ホ エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく省エネ措置の所管行政庁への届出の審査業務又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る業務、建築物の建築に関する届出の審査業務若しくは建築物エネルギー消費性能向上計画の認定業務

(記入例) 「建築物省エネ法に基づく適合性判定に係る審査」

- へ その他建築物の建築等に関する法律、条例等に係る個々の建築物の審査・検査・指導、建築物等に係る当該法律等の解釈、運用等に係る業務等

(記入例) 「その他建築行政（具体的に記載）」

- * 建築行政に関する実務とみなされないものの例
- ・都市計画法、消防法等の関連法規に係る業務
 - ・特定行政庁以外の市町村における確認の経由業務
 - ・住宅行政、営繕等の業務